

第13回 高知県森林整備公社経営検討委員会の概要について

開催日時：平成23年8月30日（火）13時30分～15時30分

開催場所：高知城ホール 2階 中会議室

参加者：（委員）

根小田渡委員（委員長）、金子努委員、高村禎二委員、戸田文友委員、
中越利茂委員、橋本誠委員、森永洋司委員

（高知県）

田村林業振興・環境部長、國吉森づくり推進課長、
渡辺企画監（分収林改革担当）、原行政管理課長、稲垣総務福利課長

1 報告事項

土地所有者へのアンケート及び事業体等への聞き取り結果について

○事務局より、資料1に基づき説明。

（委員）

この事業はそもそも非常に条件不利な地域で、土地所有者が造林や管理が難しいため県や国が行う、その代わりに収益を6割と4割で分収する事業であると理解している。土地所有者は、国や県が熱心に協力を頼んできて契約をしたと言っているとのことであったが、実態としてそうなのか。土地所有者からも要望があったのではないかと。

（事務局）

昭和30年代の高度経済成長期、材価も上がっていて、奥山であっても土地所有者が自分で管理するか事業体に任せて経営する土地所有者もいたと思う。当時のことはよく分からないが、道もなく管理が難しい奥山は、公社や県が土地所有者にお願いして双方の利害が一致した場合に契約成立というようことであったと思う。一方で、国の方も一定誘導したのかもしれないが地元からも要望があったと思う。

（委員）

事業体への聞き取りでは、新契約案に対し肯定的な意見と課題的な意見と両方あり、肯定的な意見の事業体は不採算林の管理を引き受けるということを知った上での意見なのか。

（事務局）

A・B・C・D・Eにランク分けをしているが、過去の投資額を反映したものであり、今後の投資額と収入を比較したときに、収入が今後の投資額以下になる山というのはEランクだけである。今後の管理費以上に収入が上がる山が圧倒的に多いため、D以上の山についても利用間伐ができ補助金が入ればやり方によっては収益があるので事業体は赤字にはならないと考えている。この様な事を理解した上での意見と考えている。

2 議事

(1) 「改革プラン」に関する各委員の意見について

・経営方針の具体的な見直し案について

○事務局より、資料2に基づき説明。

（委員）

土地所有者との合意解除や契約変更ができない場合の対応は、出来るところから粛々とやらざるを得ないという事務局からの話しもあったが、契約の基礎となった事情が大きく変わっている

と考えられるケースではあると思うので、「必ずしも契約条項には縛られない」という主張も法的には成り立つのではないかと思う。当然、合意で契約変更、契約解除の話をしてからになるが、その主張が裁判で認められる可能性もあり、他の公社の動向などを慎重に見ながら対応していくことになる。契約に縛られるのが原則で、粛々とやっていくことが基本的になると思うがそういう考え方もあり得るということ。

(委員)

時価売却の時期は何時なのか、木が太ってからになるのか。例えば来年度に売ることになったら、損が出る場合もあるのか。

(事務局)

分離・分割の効果は、公社が身軽になって公社自身の経費が落ちるとというのが一つのメリット。もう一つは、契約解除することによって高利の有利子負債が軽減できるという大きく二つのメリットがある。先ほどの「いつ対応するのか」ということと言えば、時間が経てば利息軽減のメリットが小さくなっていくので、できるだけ早く対応しなければならない。無償譲渡は権利放棄といったことにもなるため、できれば経営移管のようなことを中心でやるべきではないのかと思っている。いずれにせよ、例えば5年以内とか限られた期間で集中的にやっていくような必要があると考えている。

(委員)

分収造林契約は平均すれば今後36年間くらいの期間が残る。36年となると、利用間伐がおそらく3回くらいしかできない。事業体が36年間管理をしなければならないが、事業体の分収割合が10%で足りるのか。それを事業体が理解してアンケートを取ったのか。

(事務局)

事業体には「すべてお任せします」ということで直接説明している。事業体が36年間経営を維持し倒産せずにできるのかというリスクが当然あるので、契約方法は検討する必要がある。事業体が主にメリットを感じているのは、利用間伐で長期間仕事ができるという部分。

(委員)

アンケートでは、「公社に管理をしてもらいたい」、「民間に管理をしてもらっても構わない」、「公社の持ち分を買い取って自ら管理をしたい」といったいろんな選択肢を提示して、その回答結果によってこれから方針を決めようということであるが、土地所有者はアンケートについて深く考えずに回答した人もいると思う。

分離・分割についてこの方法で進める時には、今まで通り公社が管理する方法があるが、他にこういう選択肢方法があり、そのメリット・デメリットを提示し土地所有者が判断できる環境を与えて進めてもらいたい。

(事務局)

分離・分割する場合、基本的には相手方の同意がない限り契約解除はできないというのが大前提である。事務局としては、これまで議論いただいていることを踏まえた上で、こういう選択肢があるということの確認をさせていただきたいことと、選択肢の中で森林組合等への経営移管を中心に対応を考えていきたいと思っているので、ご意見をいただけたらという趣旨である。

(委員)

アンケートの回収率が約30%で、しかもAランクからEランクまで同じ比率のレベルの中で質問しており、いずれはランクごとの土地所有者に対し個別の意向を聞くことが必要だと思う。特にEランクの山は、将来回収の可能性は0%に近いと思うので、公社が経営する場合でも移管する場合でも引受け手は多分ないと考えられるため、無償譲渡を積極的に進めるべきだと思う。

(委員)

無償譲渡にデメリットはあるが、将来の利息が軽減されるというメリットもあり、メリット・デメリットを議会等で県民に向けて説明し、訴えられる危険、訴訟等のリスクは当然あると思うが、議会の承認を得た上で決断をするという手続きが必ず必要ではないかと思う。

(事務局)

分離・分割方式で実際に取り組む段階では、特にEランクを無償譲渡することについては、県民・議会に説明責任を果たすということが大前提になると思うので、先ずもう一度山を精査し慎重に試算区分けをし直した上で、土地所有者の理解を得て進めるということになると思っている。

(委員)

Eランクは土地所有者の合意が取れて諸手続きを取れるのであれば、無償譲渡をすることが望ましいと考えている。

選択肢が4つあって、どれか1つというのではなくて、土地所有者の合意が得られる選択肢を取るということであるが、それぞれの選択肢の中で経済的な観点では2番の新契約案が一番効果が高いということであった。1番や3番を選択するということは効果が高いものを選択しないということになり、本来最も効果の高いものを選択しないことで公社や県が責任を負うことがないように注意しなければいけない。

(事務局)

公社にとって一番メリットがある選択肢を最優先するが、土地所有者の意向でいろんな選択肢を選択せざるをえない場合も出てくると思う。最優先してもそれが出来ないものについては、次の策を取っていくという形で進めていくことがベストだと考えている。

(委員長)

どういう方式で公社の経営改善するのか、その基本線は公社の経営をスリム化すること、できるだけこれからの債務負担・利子負担を軽減すること、最終的には損失を極小化すること。こういった観点で議論してきたが、これは公社側の経営論理であって、利害関係者の土地所有者にはまた別の論理がある。それから、今後その事業を引き継いでいただくことを想定している事業体の方にも事業体の側の論理がある。

4つの分離・分割の方法・方向性の観点としては、第2案(新契約案)がベストであると思うが、それに限定するのではなく、土地所有者や公社の分収林の立地なども含めて、実態に即して可能な方法から速やかに実行に移していくという方向で今後進めていくということによろしいか。

(2) 今後のスケジュールについて

○事務局より、資料3に基づき説明。

(平成23年度内に改革プランを作成していただくスケジュールに変更)

(3) その他

○事務局より、資料4に基づき説明。

(新公益法人制度への移行に係る現状と課題について報告)

○事務局より、「ねっとわーくとさ 公社の森 第9号」に基づき説明。

(公社の主伐事業地の収支について報告)

○次回検討委員会について

10月中下旬に事務局が日程調整して開催する。

(委員長)

次回の委員会から最終的な公社の経営改革の最終報告書の検討に入りたいと思う。

最終報告書のたたき台を「改革プラン」の策定を担当していただいている委員に作っていただき、そのたたき台を基に次回の委員会では意見を深めたい。